

平成 22 年度第 3 回熊本市環境審議会(要旨)

1 開催日時

平成 22 年 11 月 29 日(月) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 15 分

2 会場

崇城大学市民ホール(市民会館)第 6 会議室

3 出席委員(順不同)

内野会長、天本委員、井上委員、篠原委員、東委員、重村委員、藤岡委員、喜安委員(代理出席 熊本国道河川事務所 塩月事業対策官)、駒崎委員(代理出席 熊本県環境生活部 内田次長)、長澤委員、古賀委員、西村委員、宮原委員 20 名中 13 名出席

4 次第

(1)開会

(2)議題

①審議事項

- ・第 3 回熊本市環境総合計画(素案)について

②報告事項

- ・「プラスチック製容器包装」の分別収集の状況について
- ・本市における光化学オキシダントの発生メカニズムについて

③その他

(3)閉会

発言要旨

■事務局

定刻となりましたので、平成 22 年度第 3 回熊本市環境審議会を始めさせていただきたいと思
います。はじめに熊本市環境保全局長の原本より、委員の皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

■事務局

(局長挨拶)

本日は大変お忙しい中、委員の皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。お手元の
資料にお配りいたしておりますが、第 3 次熊本市環境総合計画につきましては今年度 3 回、前
年度で 1 回の合計 4 回の審議となっております。この審議と同時に市民検討会議を 5 回行っ
ており、先週市民提言ということでまとめていただいたところでございます。この市民提言を含め、
皆さんにお配りしております素案としてまとめさせていただいております。本日はこの素案を改め
てご審議いただき、その後は市議会への説明、来年はパブリックコメントを予定しており、本年度
内に第 3 次環境総合計画を策定したいと思います。

本日はこの他に報告事項といたしまして、プラスチック製ごみの分別収集の状況の報告をさせて
いただきたいと思います。また環境総合研究所から光化学オキシダントの発生メカニズムのご報
告をさせていただきます。皆様方には忌憚のないご意見をいただきながら、この素案をより良い
ものへ作り上げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

■事務局

- ・審議事項説明
- ・配付資料確認
- ・定足数報告

これより審議会規則第 10 条第 1 項の規定によりまして、内野会長に議長をお願いしたいと存じ
ます。よろしくお願いいたします。

○内野議長

それでは審議会規則に則り、私、内野が議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願
いします。

本日の審議事項は先ほどありましたように、第 3 次熊本市環境総合計画の素案についての 1 件
でございます。本日もご検討いただきましたものを加味いたしまして、市議会説明及びパブリックコ
メントにかかる予定ですので、ご承知いただきますようお願いいたします。それではまず最初にこれま
での審議会の意見や市民検討会議の提言を、どのように計画に反映したかという説明を含めま
して、第 1 章から第 3 章までについて事務局説明をお願いします。

■事務局

(事務局説明)

○内野議長

ありがとうございました。ただいま説明のありました第1章から第3章に関しまして、何かご意見、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。

○篠原委員

20 ページの“④国際協力を進める”の中に“イクレイ”という呼称がありますが、これはあまり皆さんご存じないので括弧書きで ICLEI と入れてください。

○内野議長

他にありませんでしょうか。感想ですが、第2次環境総合計画の検証の“⑦自発的に実践する人を育てる”における数値目標がほとんど達成されていませんね。他の項目はかなり進展が見受けられますが。

○篠原委員

全体的には、かなり前向きに、前進した感じがします。私の感じとしては、古い行政から新しい行政にステップアップした、形が変わったような感じがします。他の都市と比べて似たような作りではなく、熊本独自の作りになっているようで、何かほっとした感じがします。

○内田代理

第1章の本市の概況の中で、前回の案ではもう少し“地形”のところは詳しく書いてあったと思います。環境を語る上では結構大事な要素かなと思います。また、同じく“産業と就業者数”ですが、環境を考える場合、サービス産業以外にも農林水産業や、他の環境を担う部分での就業状況というものが周辺部においては大きな要素になります。例えば農業就業者の減少と土地荒廃の関係など、環境との関連における視点があってもいいのかなと思います。”土地利用“でも再開発について書いてありますが、それ以外の農山村の土地利用や、乱開発の抑止など、環境と関係のある視点が、この計画にはまとめられてないかなと思います。

あと一つ、第2章で“課題及び今後の方向性”とありますが、第2次環境総合計画における課題、その全体像が見えません。できましたら第2次環境総合計画の全体的な資料が1枚でもあると、その中で「この分野を課題として認識しました」ということがわかって理解しやすいのかなと思います。他にどのような分野があってここを課題としてとらえたというのがわかりません。

○内野議長

貴重なご意見ありがとうございます。事務局何かありますでしょうか。

■事務局

いろいろご指摘いただきまして、こちらで検討させていただきたいと思います。

○内野議長

他にお気づきの点はありますか。

○塩月委員

文言だけでもいいですか。31 ページの上から 6 行目にある、“市民、市民活動団体、事業者、市”ということで4つの主体を書かれています。ここが24ページの3行目では“市民、市民団体、事業者、市”、29 ページでも“市民、市民団体、事業者、行政”となっております。この整合性はどうかしておりますでしょうか。文言だけのお話ですが、統一した方がいいのではないのでしょうか。

■事務局

検討させていただきます。

○内野議長

他にありませんでしょうか。それではこの3章までは事務局案の方向性でご了承いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは4章から説明をお願いします。

■事務局

(事務局説明)

○内野議長

基本計画の体系、基本計画、重点協働プロジェクトについて説明がありましたら、これについてご質問ご意見をお願いいたします。

○宮原委員

3点ほど。まず98ページ以前と重点プロジェクト以降についてです。表記の仕方がどうなのかという点です。最初は役割の順番が“市民、市民活動団体、事業者、市”という順番ですが、重点協働プロジェクトでは取り組みの順番が“市、市民、市民活動団体、事業者”となっております。111ページの協働関係の並びでは“市、市民、事業者、市民活動団体”となっております。見るときにばらばらなので何か違いがあるのか、関係があるのか。

それと個人的な意見ですが、83ページの交通機関のところ、市民の役割の中で“出来る限り

徒歩や自転車”、“出来るだけエコカーを選択する”という文言になっています。それから 91 ページの大気汚染の中も“出来る限り”と書いてあります。他の役割のところの文言は直接的ではなくとも積極的な内容になっていると思いますが、今後、温暖化対策の視点から積極的な取り組みが必要である交通に関して、“出来る限り”でいいのか。本来なかなか難しいとは思いますが、温暖化対策の目標もずいぶん高く立ててらっしゃる中で、“出来る限り”というよりは“積極的に利用しましょう”という目標であるほうがいいのではないのでしょうか。

それから 3 点目は 106 ページ、取り組み 2 の市の取り組みの中で“地球温暖化防止活動推進センターの指定をはじめ、EPO 九州などの関係機関と連携・協力を図っていきます”とあります。ここは基本的に市のセンターを指定するのであれば、EPO 九州よりは県のセンターの連携が先なのではないのでしょうか。私も県のセンターが出来たときに、EPO 九州がそういうとりまとめをするところかと思いましたが、全く別の機関です。それがどういう意味で取り上げられているのか、こちらの希望とすれば以前からお話しているように、市のセンターが出来たときに、県のセンターと全く違うようなことをやるというのは、県民、市民の皆様にとってもわかりづらいと思うので、できればそこを県のセンターに出来ないのかということです。

■事務局

題字でございますが、体系のほうでの順番は市民の役割から進めていますので、統一をさせていただきます。

○内野議長

私も気になりました。最初は役割だから市民、あとはプロジェクトだから積極的に市が進めるという事で市の取り組みから始めるのかと思いました。

■事務局

確かに文章的にはありますが、市民の皆様、市民団体、事業者の皆様あつての行政でございますので、全体的な順番については市民、市民団体、事業者、行政の順に統一させていただきます。

それから“出来る限り”という表現ですが、積極的には私たちにも思っております。表現の問題ですので、“積極的に”という言葉がいいというご意見がございましたら検討させていただきたいと思えます。“出来る限り”としておりますのは、経済的な問題や、いろんな問題で出来ない方もいらっしゃるという配慮のもと、こういう表現を使わせていただきました。

また 106 ページの推進センターの件ですが、これは県の推進センターを入れていないということではございません。ここでは、まずは熊本市の中で温対法に基づき推進センターの指定をしたいということでございます。県の推進センターは“EPO 九州など”の“など”に入れさせていただいたつもりでございます。この中では確かに EPO 九州は管理全般ということでもございますので、環境保全活動という観点では、“EPO 九州、県指定の地球温暖化防止活動推進センターなど

の関係機関”という表現にさせていただければと思います。

今、宮原委員もおっしゃいましたが、この地球温暖化防止活動推進センターの指定につきまして、どこを指定するかということについては本審議会の審議事項から外れると思いますので、また改めて別の機会に行わせていただきたいと思います。

○塩月委員

71 ページで“安全で快適な道路環境を確保する”の中で、市民の役割は道路整備になっているんですが、事業者の役割は歩道の整備など限定されています。できれば道路整備なら道路整備、道路や歩道なら道路や歩道。事業所周辺の道路についての美化整備は事業者となっておりますが、市民の場合は“道路や歩道の美化につとめ”など、文言的なものが整合性をとって整理をされるとわかりやすくなるのでなるのではないのでしょうか。

次に 76 ページです。“3R”とありますが、市民の皆様はご存じであると考えていいのでしょうか。上にリデュース、リユース、リサイクルと書かれておりますが、これだけで理解できるのかどうかということです。わかりやすくするために括弧書きが必要かなと思います。

それと 83 ページです。中程に“徒歩や自転車で移動しやすいまちづくり”とあります。市民の役割であれば下にある“自転車駐車場の適切な利用”というのが役割にあってもいいのかなと思います。自転車を使うのはいいけれども、適切に使っていただかないと放置自転車などにつながると思います。市民活動団体の役割に“適切な利用を呼びかけ”とありますので、これを忠実に守っていただくのも役割かなと思います。

それと 93 ページです。公共事業をする上で、事業者の役割の中で“工事を行うときは事前に周辺への説明を行い、実施時間の配慮や騒音や振動を発生させないように配慮します”とありますが、これはどうしても上にあるように、“騒音振動防止対策を実施するように努めます”としたほうがいいのかなと思います。発生させないというのは無理だと思います。これをとって「発生させないと配慮すると書いているじゃないか」とうがった見方をされるといけないと思いました。直せなければ直せないで結構です。今、低騒音、低振動型を使って工事を行っておりますので、その辺同じようにしていただくといいかと思います。なくす方向に努めていきたい意識はあっていると思いますが、防ぐことは若干難しい部分があります。文言的にもう少し軟らかくしていいのかなと思いました。

○内野議長

他にありませんでしょうか。

○長澤委員

60 ページに“1-3-1 自然とのふれあいを進める”とあります。下のほうの市の役割に外来予防三原則があります。外来種は駆除しなくてはいけない、いわば殺すということです。ところが次のページの“1-3-2 生きものを育む自然環境をまもる”の部分とは対立する概念となります。外来種

はなぜ駆除しなくてはいけないのかを説明していただいたほうがいいのかと思います。

○内野議長

ついでに今のところですが、外来予防三原則ではなくて外来生物被害予防三原則です。また、市の役割の部分で文中の雁回山とありますが、これは愛称というか別名で、木原山が正式名称ではないでしょうか。“江津湖などの緑の拠点をはじめ”とありますが、白川とか坪井川とかの河川、水辺、海岸、こういう水環境が抜けていますので、それにも親しんで保全するようにお願いいたします。

○天本委員

先ほどの 71 ページとそれに関連して 83 ページです。ここで“徒歩や自転車で移動しやすいまちづくり”とありますが、71 ページに道路や歩道の美化ということで、市民にわかりやすいという意味の言葉が使われたのかもしれませんが、道路構造令では車道と歩道、自転車道、自転車歩行者道を含めたところが道路となります。そのあたりは正確性を優先するのか、わかりやすさを優先するのか判断いただければと思います。安全で快適な道路環境を確保するというところにも自転車の通行のことについて加えていただければと思います。それと 84 ページですが、市の役割の“自転車歩行空間”というのが何を指しているのか。先ほど申しましたように道路構造令では自転車道、自転車歩行車道がありますが、それと違っていいのか。それに加え、役割の中で駐輪場の利用について書いてありましたが、駐輪場の整備というのを市の役割の中に入れていただければ、より自転車の利用が進むような気がしました。

○井上委員

88 ページの目標 5 に“市民が快適に過ごせる生活空間をつくる”とあります。その中で成果指標が出てきますが、いくつか“現状維持”という言葉が出てきます。この現状維持はどのように解釈したらいいのでしょうか。もうこれ以上(上昇が)無理だから抑えるのが(この数値が)目標になるんだという意味でしょうか。

■事務局

成果指標の考え方ですが、例えば 89 ページの“大気環境基準達成率”という部分について、基本的には 100%が目標値ではないのかという指摘だと思います。これにつきまして、熊本市では一般大気の測定局が 5 箇所と自動車の排気ガスの測定局が 2 か所、合計 7 か所あり、各項目を測定しております。その中で光化学オキシダントにつきまして、かなり達成が悪い状況です。他の部分では全て達成しております。光化学オキシダントについては全国でも 0.1%しか達成できていない。そういう状況もございますので、光化学オキシダントの達成は別といたしましても、他の部分は達成する。それを数字とすると 80.8%になります。そういう意味ではオキシダントについてももちろん達成しなければいけない、そういう努力もしなくてははいけません、現状を踏まえ“現

状維持”と目標を設定したところがございます。91、93 ページにも現状維持とあります。今の状況が良好な状況という観点から目標を現状維持としております。

○井上委員

一般の方は今の説明を聞けばそうなのかなと思われるかもしれませんが、多分見ただけの方はわからないと思います。どういう意味で書いたのかわかるようにしてもらったらいいいと思います。

■事務局

ちょうど本日お配りしております 22 年度版の熊本市の環境調査報告書がございます。この 2 ページの表 1-1-2 をご覧いただきたいと思います。この中に環境基準達成状況が書いてあります。一番下に一般局として京町局、錦ヶ丘局など 5 局、自動車排出ガス測定局に水道町局、神水本町局があります。表の上に測定項目というのがございますが、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素などを測定しております。この下のほうの欄に、長期的評価の達成基準がございますが、20 年 21 年までは光化学オキシダントを除外した部分では全て達成しているという状況を示しております。この光化学オキシダント 19 年、20 年、21 年と全部バツになっているため 100% 達成できないということでございます。今ご指摘がございましたように成果指標につきましては、こういう表は載せられませんが、言葉でわかりやすく表現するようにさせていただきたいと思います。

○内野議長

そういうような工夫をしてください。

○内田代理

44 ページ、45 ページです。基本計画の体系の話になりますが、いきなり 44、45 ページでは環境目標とか中、小目標と目標の体系になっています。本当は施策の体系的なイメージかなと思っていたんですが、46 ページでは「どうして目標にするのか」という説明がありますので、場合によっては項目項目を、例えば大、中、小目標のような言い換えがあるかもしれませんが、2 次の環境目標や中目標など、少し上に説明を入れられたほうがいいのではないかなと思います。いきなり来ておりますので、目標を掲げて体系とするというような話があってもいいのかなと思います。それと指標で成果指標が環境項目に大項目が一つずつあるんですが、あと小目標で参考指標となっている扱いが、参考なのかどうなのか。あとあとの進行管理のときにどう位置づけられているのか、ただ単なる参考なのか。もう少し施策を評価するにあたっては数多くしないと市民からの評価もどうなるのかと思いました。参考指標とするのかどうか、また指標の数等についても少しご検討いただけたらと思います。

■事務局

指標におきましてはそれぞれ中項目における成果指標ということで、なるべく集約できる形で作っております。参考指標についてはあくまでも参考指標で、環境総合計画の下にいろいろ個別計画がございます。そこには細かく目標値が定められておりますので、それを抜粋した形でこの参考指標としてここに記載しました。もっと詳細にわたっては個別計画における進行管理というものを加えて、ここでは集約した形を一目でわかるようにという工夫をしたところです。

○内野議長

基本計画の体系も唐突に出てきますので、先ほどの第 2 次計画の場合と同じように説明をつけていただければと思います。

○篠原委員

大きな話になりますが、来年は政令指定都市になります。私は熊本に来て 12 年になりますが、熊本は交通体系がものすごく悪い。あれだけ市電がありますが、うまく生かされていない。今後 10 年 20 年先を考えるならば公共交通体系をどうするかということです。あちこち交通の言葉が入っていますが、この点について全く触れてありません。100 万都市じゃなくても 70 万 80 万の都市であれば、交通的なものを考える。市電をもっと活用するならば路線の延長とか、市電のない地域に線路を通すとか、全体の大きな枠組みを今後考えることが必要ではないでしょうか。この計画の中に入れるのは難しいかもしれませんが、今後のことを考えれば新しい交通体系が必要です。熊本市は地下鉄は難しいので、下を走らなくても台湾の LRT のように上を走らせる方法があります。将来的な新しい交通体系を考えると検討していくとか入れないと、今後は何もないかもしれません。是非、百年の計ではないですが、ここから 10 年 20 年と考えたら、何か公共交通をきちんと体系づけていくということを、環境の面からもサポートするという意味でもここで出していくというのはいかがでしょうか。大きい話ではありますが。

■事務局

その件につきましては、かなりいろんなところからご指摘を受けております。熊本市が城下町から発展したということもあり、熊本城中心となっております。環境にやさしい市電につきましても、過去に赤字が続いたということで次々と廃止をしてきたという歴史があります。今になって後悔する部分もありますが、また別の交通体系をつくっていかなくてはならないという中で、これは環境という切り口ではありませんが、私どもの別の局でも、日本一暮らしやすいまちという観点から、交通体系についても懸命に議論をおこなっているところでございます。今回、環境総合計画の中でも 83 ページの中に“公共交通や自転車などでの相互結節強化を推進し、利便性の高い都市交通体系の確立を目指します”と文章を入れております。今おっしゃいましたような考え方は、いわゆる都市交通体系の確立を目指すということではないかと思えます。これに関してはなかなか環境部門だけではできませんけども、そういうご意見があったことを踏まえ、関係局と環境の面からも進めていかなければならないと思えます。これは大きな課題だと思えますので、ここで明快な

回答はできませんが、市のほうも重々大きな課題になっているというのは理解しておりますので、全市で取り組んでいきたいと思えます。

○重村委員

お尋ねします。この環境総合計画を見ますと、全体的には第6次総合計画を元にしてありますが、これから5年か10年、この環境総合計画と実行プランがベースになるわけでしょうか。それとも、今度政令都市になるわけですから、(その時点での)計画の変更とか、今の交通体系も入っていないので、もしも交通体系が変わったとなるとどうなりますか。環境総合計画と第6次総合計画の整合性はどうなっているのでしょうか。第6次総合計画が変わればこれも変わるんですか。

■事務局

この環境総合計画は10年間としておりますが、今おっしゃいましたように、新たな環境課題というのが発生する可能性があります。それを踏まえ、5年後に見直しを行い、その時点で整合性を図り、新たな課題を抽出していくことを考えています。

○重村委員

私が心配しているのは、近い将来、整合性についてどうい変更が出来るのか出来ないのか、目標を見直すのか見直さないのか、ちょっと心配でしたのでお尋ねしました。

○藤岡委員

私も政令市を見込んでということでお聞きしたかったことがあります。この中にも10年先、そして5年後見直しということを書いてありますが、2年後、政令市になって行くという部分で104ページに“今後は政令指定都市における各行政区の地域特性を活かしたまちづくりが必要となってくることから「環境」という視点で捉えたまちづくりが行いやすい仕組みづくりが必要です”と書いてありますが、この中には2年後、政令市になるということはわかっていることであるから、この中にそれを見据えた中身の一つひとつがある程度踏まえたものの計画となっているのか。全体的なところですが、それだけをお聞きしたい。政令市になってからの具体的な見直しはわかります。今の時点でどこまで考えてこれを作られているのかという点です。

■事務局

これは推進に係わる問題かなと思えます。地域のコミュニティとか新たな地域における環境特性を利用したまちづくりの支援の中で考えていきたいと思っております。まちづくりの取り組み1・2にございますが、“地域コミュニティや環境活動団体の環境保全活動に対する情報提供と地域エコリーダーの派遣を行います”とか、あるいは環境保全活動の促進を図るということがございます。こういう活動の中で区ごと地域ごとでの環境活動を配慮したまちづくりにつなげていきたい。そういうものをこのまちづくり、ひとづくりの中に書いております。また今から説明いた

しますが、推進体制の中で、全体をつなぐ支援組織の重要性をうたっているところでございます。

○藤岡委員

そうですね、そういう方向性でやっておられるだろうと思いましたが、一応確認をしたいと思います。また、これを見ていて経済活動の方向性でもポイント制を考えていきたいなど書いてあるので、いろんな角度からとらえてあると思いましたが。これを見て思ったのは市の役割と書いてある部分に、計画が計画で終わってはいけないというところで、市のどこが一つひとつ明確にやっていくのかと思いました。最後の推進体制のところには“全庁的に取り組む”という文言が入っておりますので、いいと思いました。これがしっかりと実施されるようお願いしたいと思います。

○内野議長

ありがとうございました。いろいろご意見をいただきました。時間がかなり迫っておりますので、もつとご意見のある方は、後ほど個別に事務局におっしゃってください。事務局は各意見を踏まえ修正を加えてください。それではそういう処置をするということで事務局案の方向でご了承いただけますでしょうか。

(一同:了承)

それでは第 5 章の推進体制ですが、ここは、これまで論議しておりませんので、検討をお願いしたいと思います。それでは事務局説明をお願いします。

■事務局

(事務局説明)

○内野議長

112 ページの推進母体とはどういう実態を念頭に置いておられますか。

■事務局

これまでの第 2 次環境総合計画でも、推進母体の位置づけということではエコパートナーさんに担っていただいております。そこではやはり行政と市民、あるいは市民と事業者の方、そういう方々と行政をつなぐ、あるいは協働で啓発活動を行っていただいております。推進母体の役割として、環境総合計画がどこまで推進されたかという検証の部分までは、なかなか出来ていなかったという反省はあります。今後、自治基本条例、協働と参画の推進という観点から、さらに対等な立場で意見や提言を行える関係づくりの構築、あるいは第 3 次環境総合計画がどの程度まで達成されたかという市民、事業者側の検証というものも、この環境総合計画の一つのプロジェクトとして行政と一緒に推進していくという役割の支援組織を考えております。

○内田代理

111 ページ、市の役割の部分で“(4)市議会や環境審議会への計画の進捗状況を報告します”、113 ページでは“評価報告書としてとりまとめ、公表を図ります”となっているので、(情報発信の相手先として)「市民への公表」という部分も少し書き込んでいただいたほうがいいのかと思います。

○内野議長

よろしいでしょうか。西村委員さん、何かありますか。

○西村委員

たくさん出た意見をまとめていただいております。だいたい網羅されているので、あとは細かい言葉の表現だけです。

○内野議長

ありがとうございます。公募委員の古賀委員さん、何かありますか。

○古賀委員

最初は「環境文化都市」がわかりにくかったんですが、今日説明していただいて、3つの文化があるということがわかりました。1枚の紙ですがとてもよくできているなと思いました。これを図案化して大きく掲げられたら市民の皆さんにもわかるようになるのではないかと思います。先日京都に行きましたが、「Do You Kyoto?」と書いてあって、京都で環境にいいことをしていますかということがありました。内野議長が言われたように、自発的に環境にいいことをする市民が一人でも増えることを願っています。それがこの計画を見てとてもわかりやすくまとめられていると思いました。お疲れ様でした。

○内野議長

他にご意見ございませんでしょうか。

それでは第5章の推進体制、それから全体にわたって本日の委員の皆さんの意見を踏まえた上で、事務局は計画案のとりまとめ作業を行ってください。そしてパブリックコメントに向けて準備作業を行ってください。皆さんよろしいでしょうか。

(一同:了承)

それでは審議事項は終わりました、次に報告事項に移りたいと思います。報告事項は2件ございまして、プラスチック製容器包装の分別収集状況についてと、本市における光化学オキシダントの発生メカニズムについてという2件でございます。

■事務局

(事務局説明)

- ・「プラスチック製容器包装」の分別収集の状況について(廃棄物計画課)
- ・本市における光化学オキシダントの発生メカニズムについて(環境総合研究所)

○内野議長

何かご意見はありますでしょうか。

○天本委員

質問です。プラスチック製の残さについてですけれども、どのようなものが含まれていたのでしょうか。

■事務局

残さについては製品プラスチックであるとかペットボトル、それと汚れているものがほとんどでございます。他にも紙製の容器などがございました。

○内野議長

よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。

それでは報告事項はこれで終わります。最後に、事務局から今後の日程などがございましたらよろしく願いいたします。

■事務局

大変お疲れ様でございました。

次回の審議会の開催予定ですが、時期は3月下旬で、1月から2月に実施しますパブリックコメントにおける意見とそれを踏まえた修正案をご審議いただくことになるかと思っております。この環境審議会を開催したあと、第3次環境総合計画の答申という運びにさせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○内野議長

それでは本日予定しておりました議題も皆様のご協力により無事終了いたしました。それではこれを持ちまして、平成22年度第3回熊本市環境審議会を閉会といたします。

(終)